

公 告

分任契約担当
陸上自衛隊那覇駐屯地
第430会計隊長 岩瀬 淳司

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5S7Y1ET00810		591E1C45012 0001					
品名 または 件名							
乗船券（2等 那覇→鹿児島） ほか38件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
100.00	SH						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
15旅司第4部				那覇駐屯地			
搬入場所				納 期 または 工 期			
4部 竹内曹長 2295				令和8年2月6日（金）～令和8年3月31日（火）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊契約班、西部方面隊ホームページに掲載

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和8年2月2日（月）10時30分 第430会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

（入札参加資格）

- （1） 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （2） 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- （3） 令和7・8・9年度「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」において、「物品の売買」で九州・沖縄地域の資格を有する者であり、D級以上の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。また防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であることとする。
- （4） 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- （5） 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- （6） 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- （7） 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- （8） 第3項の入札及び契約心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨「当社は入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する事項について誓約します。」と入札書に付記するものとする。

8 公告の提示場所

西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/g sdf/wae>) 陸上自衛隊那覇駐屯地

9 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所：陸上自衛隊那覇駐屯地 第430会計隊契約班 西部方面隊ホームページ

10 違約金

契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、納入予定日及び数量が予定されていない場合「(予定数量－納入済数量)×単価」の総額(税込)、また、納入予定日及び数量が予定されている場合は、解除を申し出た日以降の「納入予定数量×単価」の総額(税込)の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

11 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札条件に違反した入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者がだれであるか識別し難い入札
- (5) 電報による入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

12 契約書等の作成の要否

- (1) 落札者は落札決定後、契約書(請書)を陸上自衛隊標準契約書の様式により、遅滞なく作成し提出
- (2) 適用する契約条項
 - 「物品売買契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」
 - 「単価契約に関する特約条項」

13 落札決定方法

- (1) 単価が当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

14 その他

- (1) 入札及び契約心得を熟知の上参加すること。
- (2) 入札に参加する者は資格審査結果通知書(写)を提出すること。
- (3) 入札書が代表者の代理の場合は、入札時までに「委任状」を提出すること。
- (4) 郵便により入札に参加する場合は、令和8年2月2日(月)10時00分までに発送者の責により、契約担当官に必着すること。その際、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、入札件名を記載し「入札書在中」の旨を朱書きにより明記すること。また手交については、入札開始時刻前までに提出すること。
- (5) 初度入札において郵便による入札参加者があった場合、再度入札は別示する。

15 入札及び契約条項に関する問い合わせ先

〒901-0192 沖縄県那覇市鏡水679番地
陸上自衛隊那覇駐屯地 第430会計隊 契約班 担当：中村
TEL 098-857-1155 (内線2404)
FAX 098-857-1167 (直通)

16 仕様書等に関する問い合わせ先

陸上自衛隊那覇駐屯地第15旅団司令部4部 担当：竹内
TEL 098-857-1155 (内線2295)

品目等内訳書

契約実施計画番号		5S7Y1ET00810													
NO	調達要求番号		物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄		納地		指定		
			品名						使用期限等		引渡場所			検査	
			部品番号 または 規格						グループ		搬入場所				
			使用器材名						仕様書番号		納期			包装	
1	591E1C45012	0001			SH	100.00					1 5 旅司第4部				
	乗船券 (2等 那覇→鹿児島)										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
2	591E1C45012	0002			SH	10.00					1 5 旅司第4部				
	車両航送券 (4m以上5m未満 (乗用) 那覇→鹿児島)										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
3	591E1C45012	0003			SH	10.00					1 5 旅司第4部				
	車両航送券 (4m以上5m未満 (乗用) 鹿児島→那覇)										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
4	591E1C45012	0004			SH	10.00					1 5 旅司第4部				
	車両航送券 (4m以上5m未満 (貨物) 那覇→鹿児島)										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
5	591E1C45012	0005			SH	10.00					1 5 旅司第4部				
	車両航送券 (4m以上5m未満 (貨物) 鹿児島→那覇)										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
6	591E1C45012	0006			SH	5.00					1 5 旅司第4部				
	車両航送券 (5m以上6m未満 (貨物) 鹿児島→那覇)										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
7	591E1C45012	0007			SH	2.00					1 5 旅司第4部				
	車両航送券 (6m以上7m未満 (貨物) 那覇→鹿児島)										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
8	591E1C45012	0008			SH	2.00					1 5 旅司第4部				
	車両航送券 (6m以上7m未満 (貨物) 鹿児島→那覇)										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
9	591E1C45012	0009			SH	6.00					1 5 旅司第4部				
	車両航送券 (7m以上8m未満 (貨物) 那覇→鹿児島)										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				

品目等内訳書

契約実施計画番号		5S7Y1ET00810													
NO	調達要求番号		物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄		納地		指定		
			品名						使用期限等		引渡場所			検査	
			部品番号 または 規格						グループ		搬入場所				
			使用器材名						仕様書番号		納期			包装	
10	591E1C45012	0010			SH	6.00					1 5 旅司第4部				
			車両航送券（7m以上8m未満（貨物）鹿児島→那覇）								那覇駐屯地				
			仕様書のとおり								4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
11	591E1C45012	0011			SH	5.00					1 5 旅司第4部				
			車両航送券（8m以上9m未満（貨物）那覇→鹿児島）								那覇駐屯地				
			仕様書のとおり								4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
12	591E1C45012	0012			SH	5.00					1 5 旅司第4部				
			車両航送券（8m以上9m未満（貨物）鹿児島→那覇）								那覇駐屯地				
			仕様書のとおり								4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
13	591E1C45012	0013			SH	2.00					1 5 旅司第4部				
			車両航送券（9m以上10m未満（貨物）那覇→鹿児島）								那覇駐屯地				
			仕様書のとおり								4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
14	591E1C45012	0014			SH	2.00					1 5 旅司第4部				
			車両航送券（9m以上10m未満（貨物）鹿児島→那覇）								那覇駐屯地				
			仕様書のとおり								4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
15	591E1C45012	0015			SH	2.00					1 5 旅司第4部				
			車両航送券（10m以上11m未満（貨物）那覇→鹿児島）								那覇駐屯地				
			仕様書のとおり								4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
16	591E1C45012	0016			SH	2.00					1 5 旅司第4部				
			車両航送券（10m以上11m未満（貨物）鹿児島→那覇）								那覇駐屯地				
			仕様書のとおり								4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
17	591E1C45012	0017			SH	1.00					1 5 旅司第4部				
			車両航送券（11m以上12m未満（貨物）那覇→鹿児島）								那覇駐屯地				
			仕様書のとおり								4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
18	591E1C45012	0018			SH	1.00					1 5 旅司第4部				
			車両航送券（11m以上12m未満（貨物）鹿児島→那覇）								那覇駐屯地				
			仕様書のとおり								4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		5S7Y1ET00810													
NO	調達要求番号		物品番号		単位	数量	単 価	金 額	銘 柄		納 地		指定		
			品 名						使用期限等		引 渡 場 所		検査		
			部品番号 または 規格						グループ		搬 入 場 所		包装		
			使用器材名		仕様書番号						納 期				
19	591E1C45012	0019			SH	5.00					1 5 旅司第4部				
	車両航送券（5m以上6m未満（貨物）那覇→鹿児島）										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
20	591E1C45012	0020			SH	100.00					1 5 旅司第4部				
	乗船券（2等 鹿児島→那覇）										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
21	591E1C45013	0001			SH	300.00					1 5 旅司第4部				
	乗船券（2等 那覇⇄鹿児島）										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
22	591E1C45013	0002			SH	20.00					1 5 旅司第4部				
	車両航送券（4m以上5m未満（乗用）那覇→鹿児島）										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
23	591E1C45013	0003			SH	20.00					1 5 旅司第4部				
	車両航送券（4m以上5m未満（乗用）鹿児島→那覇）										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
24	591E1C45013	0004			SH	20.00					1 5 旅司第4部				
	車両航送券（4m以上5m未満（貨物）那覇→鹿児島）										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
25	591E1C45013	0005			SH	20.00					1 5 旅司第4部				
	車両航送券（4m以上5m未満（貨物）鹿児島→那覇）										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
26	591E1C45013	0006			SH	10.00					1 5 旅司第4部				
	車両航送券（5m以上6m未満（貨物）鹿児島→那覇）										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				
27	591E1C45013	0007			SH	3.00					1 5 旅司第4部				
	車両航送券（6m以上7m未満（貨物）那覇→鹿児島）										那覇駐屯地				
	仕様書のとおり										4部 竹内曹長 2295				
											令和8年2月6日～令和8年3月31日				

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		5S7Y1ET00810													
NO	調達要求番号		物品番号		単位	数量	単 価	金 額	銘 柄	納 地		指定			
			品 名						使用期限等	引 渡 場 所		検査			
			部品番号 または 規格							搬 入 場 所		包装			
			使用器材名		仕様書番号				グ ル ー プ		納 期				
28	591E1C45013	0008			SH	3.00			1 5 旅司第 4 部	那覇駐屯地					
	車両航送券（6m以上7m未満（貨物）鹿児島→那覇）								4 部 竹内曹長 2 2 9 5						
	仕様書のとおり								令和8年2月6日～令和8年3月31日						
29	591E1C45013	0009			SH	12.00			1 5 旅司第 4 部	那覇駐屯地					
	車両航送券（7m以上8m未満（貨物）那覇→鹿児島）								4 部 竹内曹長 2 2 9 5						
	仕様書のとおり								令和8年2月6日～令和8年3月31日						
30	591E1C45013	0010			SH	12.00			1 5 旅司第 4 部	那覇駐屯地					
	車両航送券（7m以上8m未満（貨物）鹿児島→那覇）								4 部 竹内曹長 2 2 9 5						
	仕様書のとおり								令和8年2月6日～令和8年3月31日						
31	591E1C45013	0011			SH	10.00			1 5 旅司第 4 部	那覇駐屯地					
	車両航送券（8m以上9m未満（貨物）那覇→鹿児島）								4 部 竹内曹長 2 2 9 5						
	仕様書のとおり								令和8年2月6日～令和8年3月31日						
32	591E1C45013	0012			SH	10.00			1 5 旅司第 4 部	那覇駐屯地					
	車両航送券（8m以上9m未満（貨物）鹿児島→那覇）								4 部 竹内曹長 2 2 9 5						
	仕様書のとおり								令和8年2月6日～令和8年3月31日						
33	591E1C45013	0013			SH	3.00			1 5 旅司第 4 部	那覇駐屯地					
	車両航送券（9m以上10m未満（貨物）那覇→鹿児島）								4 部 竹内曹長 2 2 9 5						
	仕様書のとおり								令和8年2月6日～令和8年3月31日						
34	591E1C45013	0014			SH	3.00			1 5 旅司第 4 部	那覇駐屯地					
	車両航送券（9m以上10m未満（貨物）鹿児島→那覇）								4 部 竹内曹長 2 2 9 5						
	仕様書のとおり								令和8年2月6日～令和8年3月31日						
35	591E1C45013	0015			SH	3.00			1 5 旅司第 4 部	那覇駐屯地					
	車両航送券（10m以上11m未満（貨物）那覇→鹿児島）								4 部 竹内曹長 2 2 9 5						
	仕様書のとおり								令和8年2月6日～令和8年3月31日						
36	591E1C45013	0016			SH	3.00			1 5 旅司第 4 部	那覇駐屯地					
	車両航送券（10m以上11m未満（貨物）鹿児島→那覇）								4 部 竹内曹長 2 2 9 5						
	仕様書のとおり								令和8年2月6日～令和8年3月31日						

仕 様 書

名 称	那覇港と鹿児島港との間を定期就航する旅客船に乗船するための乗船券及び航送券
作成年月日	令和8年1月15日
作成部隊	第15旅団司令部第4部
作成責任者	第15旅団司令部第4部輸送班長 1等陸尉 工藤 貴史

1 適用範囲

本仕様書は、第15旅団等が計画する教育訓練等の移動に伴い、那覇港と鹿児島港の間を定期就航する旅客船への乗船について適用する。

2 用語の定義

(1) 教育訓練等

第15旅団等が計画・実施するすべての事業をいう。

(2) 乗船券

令和8年2月7日(土)から那覇港と鹿児島港との間に定期就航する旅客船への旅客(自動車航送時の操縦手を除く。)の乗船のために使用できる券をいう。

(3) 航送券

令和8年2月7日(土)から那覇港と鹿児島港との間に定期就航する旅客船への自動車航送(操縦手1名含む。)のために使用できる券をいう。

3 乗船券及び航送券(以下、「乗船券等」という。)の予定数量別紙の通り

4 乗船券等の条件

(1) 乗船券等は、マリックスライン株式会社が発行するもの又は、それと同等品以上のものとする。

(2) 乗船時の予約及び乗船券等の受払は、官側と船舶会社との間で直接実施できるものとする。

(3) 乗船券等の使用は、発行した船舶会社での使用を原則とするものの、状況に応じて、他社での使用も可能であるものとする。

この際、他社での使用にあたっては、事前に官側と業者側において調整するものとする。

5 その他

本仕様書に記載のない事項で、調整等を必要とする場合には、別途官側と調整するものとする。

乗船券等の予定数量

区分	種類	区間	予定数量
旅客	2等	那覇港から鹿児島港	100
		鹿児島港から那覇港	100
自動車航送	4m以上5m未満(乗用)	那覇港から鹿児島港	10
	4m以上5m未満(乗用)	鹿児島港から那覇港	10
	4m以上5m未満(貨物)	那覇港から鹿児島港	10
	4m以上5m未満(貨物)	鹿児島港から那覇港	10
	5m以上6m未満(貨物)	那覇港から鹿児島港	5
	5m以上6m未満(貨物)	鹿児島港から那覇港	5
	6m以上7m未満(貨物)	那覇港から鹿児島港	2
	6m以上7m未満(貨物)	鹿児島港から那覇港	2
	7m以上8m未満(貨物)	那覇港から鹿児島港	6
	7m以上8m未満(貨物)	鹿児島港から那覇港	6
	8m以上9m未満(貨物)	那覇港から鹿児島港	5
	8m以上9m未満(貨物)	鹿児島港から那覇港	5
	9m以上10m未満(貨物)	那覇港から鹿児島港	2
	9m以上10m未満(貨物)	鹿児島港から那覇港	2
	10m以上11m未満(貨物)	那覇港から鹿児島港	2
	10m以上11m未満(貨物)	鹿児島港から那覇港	2
	11m以上12m未満(貨物)	那覇港から鹿児島港	1
	11m以上12m未満(貨物)	鹿児島港から那覇港	1

仕 様 書

名 称	那覇港と鹿児島港との間を定期就航する旅客船に乗船するための乗船券及び航送券
作成年月日	令和8年1月15日
作成部隊	第15旅団司令部第4部
作成責任者	第15旅団司令部第4部輸送班長 1等陸尉 工藤 貴史

1 適用範囲

本仕様書は、第15旅団等が計画する教育訓練等の移動に伴い、那覇港と鹿児島港の間を定期就航する旅客船への乗船について適用する。

2 用語の定義

(1) 教育訓練等

第15旅団等が計画・実施するすべての事業をいう。

(2) 乗船券

令和8年2月7日（土）から那覇港と鹿児島港との間に定期就航する旅客船への旅客（自動車航送時の操縦手を除く。）の乗船のために使用できる券をいう。

(3) 航送券

令和8年2月7日（土）から那覇港と鹿児島港との間に定期就航する旅客船への自動車航送（操縦手1名含む。）のために使用できる券をいう。

3 乗船券及び航送券（以下、「乗船券等」という。）の予定数量別紙の通り

4 乗船券等の条件

(1) 乗船券等は、マルエーフェリー株式会社が発行するもの又は、それと同等品以上のものとする。

(2) 乗船時の予約及び乗船券等の受払は、官側と船舶会社との間で直接実施できるものとする。

(3) 乗船券等の使用は、発行した船舶会社での使用を原則とするものの、状況に応じて、他社での使用も可能であるものとする。

この際、他社での使用にあたっては、事前に官側と業者側において調整するものとする。

5 その他

本仕様書に記載のない事項で、調整等を必要とする場合には、別途官側と調整するものとする。

乗船券等の予定数量

区分	種類	区間	予定数量
旅客	2等(50枚綴り)	那覇港との鹿児島港間	300
自動車航送	4m以上5m未満(乗用)	那覇港から鹿児島港	20
	4m以上5m未満(乗用)	鹿児島港から那覇港	20
	4m以上5m未満(貨物)	那覇港から鹿児島港	20
	4m以上5m未満(貨物)	鹿児島港から那覇港	20
	5m以上6m未満(貨物)	那覇港から鹿児島港	10
	5m以上6m未満(貨物)	鹿児島港から那覇港	10
	6m以上7m未満(貨物)	那覇港から鹿児島港	3
	6m以上7m未満(貨物)	鹿児島港から那覇港	3
	7m以上8m未満(貨物)	那覇港から鹿児島港	12
	7m以上8m未満(貨物)	鹿児島港から那覇港	12
	8m以上9m未満(貨物)	那覇港から鹿児島港	10
	8m以上9m未満(貨物)	鹿児島港から那覇港	10
	9m以上10m未満(貨物)	那覇港から鹿児島港	3
	9m以上10m未満(貨物)	鹿児島港から那覇港	3
	10m以上11m未満(貨物)	那覇港から鹿児島港	3
	10m以上11m未満(貨物)	鹿児島港から那覇港	3
	11m以上12m未満(貨物)	那覇港から鹿児島港	1
11m以上12m未満(貨物)	鹿児島港から那覇港	1	